

京都市告示第138号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第48条の規定により、令和5年3月31日付けで確認を辞退した特定地域型保育事業所について、法第53条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和5年5月18日

京都市長 門川 大作

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	特定地域型保育事業の種類
佐々木 裕司	ファミリア保育園	中京区壬生東大竹町34	小規模保育事業所A型

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)